

茅ヶ崎市指定相当第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市における介護予防・日常生活支援総合事業の指定相当第1号事業（施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って行われる第1号事業をいう。）の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に掲げるもののほか、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (2) 第1号事業実施者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者であるものをいう。
- (3) 指定相当第1号事業実施者 施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って第1号事業を行う第1号事業実施者をいう。
- (4) 指定相当第1号事業 施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って行われる第1号事業をいう。
- (5) 指定第1号訪問事業 指定事業者の当該指定に係る第1号訪問事業をいう。
- (6) 指定第1号通所事業 指定事業者の当該指定に係る第1号通所事業をいう。

- (7) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (8) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。
- (9) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (10) 事業対象者 施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する者をいう。
- (11) 介護予防サービス計画 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（第1号介護予防支援事業の実施者が作成する介護予防サービス計画に類するものを含む。）を含む。）をいう。
- (12) 国民健康保険団体連合会 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。
- (13) 旧介護予防訪問介護 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護をいう。
- (14) 旧介護予防通所介護 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護をいう。
- (15) 国基準訪問型サービス 旧介護予防訪問介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防（身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、介護福祉士その他政令第3条で定める者により、施行規則第140条の62の5第1項で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援被保険者等の日常生活上必要なものをいう。以下同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に日常生活上の支援をいう。

(16) 国基準通所型サービス 旧介護予防通所介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、施行規則第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

(17) 訪問型サービスA 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、市が実施する生活援助員研修（茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修実施要綱（平成29年1月23日施行）に規定する生活援助員研修をいう。）を修了した者、介護福祉士その他政令第3条で定めるものにより、施行規則第140条の62の5第1項で定める期間にわたり行われる、調理、洗濯、掃除、買い物支援等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援をいう。

(18) 通所型サービスA 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、通所型サービスAを実施するために必要な広さを有する施設に通わせ、当該施設において、施行規則第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うことをいう。

（第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準）

第3条 第1号事業に要する費用の額は、市が定める一単位の単価に別表「第1号事業費単位数表」に定める単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項に規定する市が定める一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）の規定を準用する。この場合において、当該厚生労働大臣が定める一単位の単価中「訪問介護」とあるのは「第1号訪問事業」と、「通所介護」とあるのは「第1号通所事業」と読み替えるものとし、当該事業の指定を行う保険者市町村の地域区分とする。

3 前2項の規定により指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業に要する費用の額を

算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

- 4 指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業に要した費用の支給については、前各項に規定する費用の額に100分の90の割合を乗じた額とする。
- 5 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費における前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 6 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費における第4項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第4条 居宅要支援被保険者が、指定事業者により行われる第1号事業を利用した場合において、当該被保険者に対する第1号事業に要した費用の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅要支援状態区分に応じて、法第55条第2項の規定に基づく介護予防サービス費等区分支給限度基準額として、同項に規定する厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額に含めた額とする。

- 2 施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する者が指定事業者により行われる第1号事業を利用した場合における支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する者の自立支援につながる者として市長が必要と認めた場合には、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として法第55条第1項の規定により算出した額とする。
- 4 1単位当たりの単価は、第3条第2項に規定するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第5条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）について、地域支援事業実施要綱別記1の（1）ア（コ）及び（サ）の例により行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「高額介護予防サービス費」とあるのは「高額介護サービス費相当事業費と、「高額医療合算介護サービス費」とあるのは「高額医療合算介護サービス費相当事業費」と読み替えるものとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第6条 市長は、指定事業者による第1号事業を利用する居宅要支援被保険者等に対し、法第115条の45の3第3項及び施行規則第140条の63の2第3項の規定に基づき、法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例に相当する事業を実施するものとする。

(不正利得の徴収等)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払いを受けたときは、当該支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払い)

第8条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払いに関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第3条第6項の規定は、同年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、別表の1国基準訪問型サービス（第1号訪問事業）費の（1）から（6）まで、2国基準通所型サービス（第1号通所事業）費の（1）から（4）まで、3訪問型サービスA（第1号訪問事業）費の（1）から（6）まで及び4通所型サービスA（第1号通所事業）費の（1）から（6）までについて、それぞれ所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日までの間は、改正後の別表の国基準訪問型サービス費の注6及び訪問型サービスA費の注5の規定は、適用しない。ただし、国基準通所型サービス費又は通所型サービスA費を算定している事業所又は施設が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算（改正前の別表の国基準訪問型サービス費の(6)、国基準通所型サービス費の(13)、訪問型サービスA費の(6) 若しくは通所型サービスA費の(14)の介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算（改正前の別表の国基準訪問型サービス費の(8)、国基準通所型サービス費の(15)、訪問型サービスA費の(8) 若しくは通所型サービスA費の(16)の介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業所又は施設が、令和8年3月31日までの間において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込

まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

別表

第1号事業費単位数表

1 国基準訪問型サービス（第1号訪問事業）費

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

ア 1週に1回程度の場合 1, 176単位

イ 1週に2回程度の場合 2, 349単位

ウ 1週に2回を超える程度の場合 3, 727単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

ア 標準的な内容の国基準訪問型サービスである場合 287単位

イ 生活援助が中心である場合

(イ) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位

(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位

注1 利用者に対して、指定国基準訪問型サービス事業所（茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。以下「国基準訪問型サービス要綱」という。）第5条第1項に規定する指定国基準訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（国基準訪問型サービス要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が指定国基準訪問型サービス（国基準訪問型サービス要綱第4条に規定する指定国基準訪問型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 (2)については、1月につき、(1)ウに掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 (2)イについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由に

より当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。）が中心である指定国基準訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、国基準訪問型サービス計画（茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る指定国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行）第38条第2項第1号に規定する国基準訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定国基準訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 （1）及び（2）アについては、施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 指定国基準訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定国基準訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定国基準訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定国基準訪問型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定国基準訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定国基準訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定国基準訪問型サービスを行った場合は、所定の単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定国基準訪問型サービス事業

所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定国基準訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定国基準訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の8に相当する単位数を算定する。

注8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定国基準訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定国基準訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき(1)の所定単位数又は、1回につき(2)の所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定国基準訪問型サービスを行った場合は、1月につき(1)の所定単位数又は、1回につき(2)の所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 指定国基準訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（国基準訪問型サービス要綱第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定国基準訪問型サービスを行った場合は、1月につき(1)の所定単位数又は、1回につき(2)の所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注11 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、国基準訪問型サービス費は、算定しない。

注12 (1) について、利用者が一の第1号訪問事業を行う指定事業所において指定第1号訪問事業を受けている間は、当該事業所以外の第1号訪問事業を行う指定事業所が指定第1号訪問介護事業を行った場合に、第1号訪問事業費は、算定しない。

(3) 初回加算 200単位

注 指定国基準訪問型サービス事業所において、新規に国基準訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（国基準訪問型サービス要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定国基準訪問型サービスを行った日の属する月に指定国基準訪問型サービスを行った場合又は当該指定国基準訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定国基準訪問型サービスを行った日の属する月に指定国基準訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的

とした国基準訪問型サービス計画を作成し、当該国基準訪問型サービス計画に基づく指定国基準訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定国基準訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした国基準訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該国基準訪問型サービス計画に基づく指定国基準訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定国基準訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(5) 口腔^{くわう}連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。以下同じ。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）に従事する者に対し、当該評価

の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(6) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定国基準訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1) から(5) までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1) から(5) までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1) から(5) までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1) から(5) までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準訪問型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が利用者に対し、指定国基準訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員等処遇改善加算（V）（1）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の221に相当する単位数
- イ 介護職員等処遇改善加算（V）（2）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の208に相当する単位数
- ウ 介護職員等処遇改善加算（V）（3）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の200に相当する単位数
- エ 介護職員等処遇改善加算（V）（4）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の187に相当する単位数
- オ 介護職員等処遇改善加算（V）（5）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の184に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算（V）（6）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の163に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算（V）（7）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の163に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（V）（8）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の158に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（V）（9）（1）から（5）までにより算定した単位数の
1000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（V）（10）（1）から（5）までにより算定した単位数
の1000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（V）（11）（1）から（5）までにより算定した単位数
の1000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（V）（12）（1）から（5）までにより算定した単位数
の1000分の118に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）（１）から（５）までにより算定した単位数
の１０００分の１００に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）（１）から（５）までにより算定した単位数
の１０００分の７６に相当する単位数

２ 国基準通所型サービス（第１号通所事業）費

（１）１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

ア 国基準通所型サービスⅠ １、７９８単位

イ 国基準通所型サービスⅡ ３、６２１単位

（２）１月当たりの回数を定める場合（１回につき）

ア 国基準通所型サービスⅠ ４３６単位

イ 国基準通所型サービスⅡ ４４７単位

注１ 茅ヶ崎市指定相当第１号事業に係る指定国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成２９年４月１日施行。以下「国基準通所型サービス要綱」という。）第５条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所（国基準通所型サービス要綱第５条第１項に規定する指定国基準通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定国基準通所型サービス（国基準通所型サービス要綱第４条に規定する指定国基準通所型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注２ 利用者が事業対象者（施行規則第１４０条の６の４第２号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の指定国基準通所型サービスが必票とされた場合については（１）ア又は（２）アに掲げる所定単位数

を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定国基準通所型サービスが必要とされた場合については(1)イ又は(2)イに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 (2)アについては、1月に4回、(2)イについては、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 指定国基準通所型サービス事業所の国基準通所型サービス従業者（国基準通所型サービス要綱第5条第1項に規定する国基準通所型サービス従業者をいう。以下同じ。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（国基準通所型サービス要綱24条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき(1)の所定単位数又は、1回につき(2)の所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、国基準通所型サービス費は、算定しない。

注8 (1)について利用者が一の第1号通所事業を行う指定事業所において指定第1号通所事業を受けている間は、当該事業所以外の第1号通所事業を行う指定事業所が指定第1号通所事業を行った場合に、第1号通所事業費は、算定しない。

注9 指定国基準通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定国基準通所型サービス事業所と同一建物から当該指定国基準通所型サービス事業所に通う者に対し、指定国基準通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)アを算定している場合（1月につき） 376単位

イ (1) イを算定している場合 (1月につき) 752単位

ウ (2) を算定している場合 (1回につき) 94単位

注10 利用者に対して、その居宅と指定国基準通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位 ((1) アを算定している場合は1月につき376単位を、(1) イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。) を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動 (以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。) を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。) その他指定国基準通所型サービス事業所の国基準通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した国基準通所型サービス計画 (国基準通所型サービス要綱第39条第2号に規定する国基準通所型サービス計画をいう。以下同じ。) を作成していること。

イ 国基準通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(4) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(6)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定国基準通所型サービス事業所であること。

(6) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を

目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定国基準通所型サービス事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(8)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

(8) 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所

型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(6)又は(7)を算定している場合は、算定しない。

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所が利用者に対し指定国基準通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、事業対象者においては当該利用者の週における利用回数、要支援者においては利用者の要支援状態等区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- ①要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者） 88単位
- ②要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者） 176単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- ①要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者） 72単位
- ②要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者） 144単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- ①要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者） 24単位
- ②要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者） 48単位

(10) 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ

るその他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定国基準通所型サービス事業所の指定国基準通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

(12) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて国基準通所型サービス計画を見直すなど、指定国基準通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定国基準通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(13) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定国基準

通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１００分の９２に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１００分の９０に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１００分の８０に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１００分の６４に相当する単位数

注２ 令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定国基準通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１０００分の８１に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）（１）から（１２）までにより算定した単位数の１０００分の７９に相当する単位数

- エ 介護職員等処遇改善加算（V）（4）（1）から（12）までにより算定した単位数の
1000分の74に相当する単位数
- オ 介護職員等処遇改善加算（V）（5）（1）から（12）までにより算定した単位数の
1000分の65に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算（V）（6）（1）から（12）までにより算定した単位数の
1000分の63に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算（V）（7）（1）から（12）までにより算定した単位数の
1000分の56に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（V）（8）（1）から（12）までにより算定した単位数の
1000分の69に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（V）（9）（1）から（12）までにより算定した単位数の
1000分の54に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（V）（10）（1）から（12）までにより算定した単位数
の1000分の45に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（V）（11）（1）から（12）までにより算定した単位数
の1000分の53に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（V）（12）（1）から（12）までにより算定した単位数
の1000分の43に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（V）（13）（1）から（12）までにより算定した単位数
の1000分の44に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（V）（14）（1）から（12）までにより算定した単位数
の1000分の33に相当する単位数

3 訪問型サービスA（第1号訪問事業）費

- (1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

ア 1週に1回程度の場合 1,059単位

イ 1週に2回程度の場合 2,114単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

ア 生活援助が中心である場合（一体型）

(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 161単位

(イ) 所要時間45分以上の場合 198単位

イ 生活援助が中心である場合（単独型）

(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 123単位

(イ) 所要時間45分以上の場合 151単位

注1 訪問型サービスA（一体型）の取り扱いは、原則としてサービスの拠点ごとに行うものとし、次に該当する場合は、訪問型サービスA（一体型）の取り扱いとする。

指定訪問型サービスAの指定を受ける事業者が指定訪問介護、指定国基準訪問型サービスのいずれかの指定を受け、同一の法人により同一の拠点において、当該事業所の設備や備品等を使用し事業を実施する場合。

注2 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所（茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。以下「訪問型サービスA要綱」という。）第5条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）の生活援助員等（訪問型サービスA要綱第5条第1項に規定する生活援助員等をいう。以下同じ。）が指定訪問型サービスA（訪問型サービスA要綱第4条に規定する指定訪問型サービスAをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注3 (2)については、1月につき、(1)イに掲げる単位数の範囲で所定の単位数を算定する。

注4 (2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者又は当該家族等が家事を行

うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問型サービスAを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービスA計画（訪問型サービスA要綱第38条第2項第1号に規定する訪問型サービスA計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問型サービスAを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービスA事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問型サービスA事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定の単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問型サービスA事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

注9 (1) について利用者が一の第1号訪問事業を行う指定事業所において第1号訪問事

業を受けている間は、当該事業所以外の第1号訪問事業を行う指定事業所が指定第1号訪問介護事業を行った場合に、第1号訪問事業費は、算定しない。

(3) 初回加算 140単位

注 指定訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画を作成した利用者に対して、サービスA提供責任者（訪問型サービスA要綱第5条第1項に規定するサービスA提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定訪問型サービスA（一体型）を行った日の属する月に指定訪問型サービスA（一体型）を行った場合又は当該指定訪問型サービスA事業所のその他の生活援助員等が初回若しくは初回の指定訪問型サービスA（一体型）を行った日の属する月に指定訪問型サービスA（一体型）を行った際にサービスA提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 70単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 140単位

注1 アについて、サービスA提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成し、当該訪問型サービスA計画に基づく指定訪問型サービスA（一体型）を行ったときは、初回の当該指定訪問型サービスA（一体型）が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービスA提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を

目的とした訪問型サービスA計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービスA計画に基づく指定訪問型サービスA（一体型）を行ったときは、初回の当該指定訪問型サービスA（一体型）が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(5) 口腔^{くわう}連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問型サービスA事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員又は第1号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(6) 介護職員等処遇改善加算

注1 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第48号に規定する基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問型サービスA事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスA（一体型）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1）及び（2）アにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1）及び（2）アにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1）及び（2）アにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問型サービスA事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が利用者に対し、指定訪問型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

- ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）（１）及び（２）アにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

4 通所型サービスA（第1号通所事業）費

(1) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- ア 通所型サービスA（一体型）Ⅰ 288単位
- イ 通所型サービスA（一体型）Ⅱ 297単位
- ウ 通所型サービスA（単独型）Ⅰ 264単位
- エ 通所型サービスA（単独型）Ⅱ 271単位

注1 通所型サービスA（一体型）の取り扱いは、原則としてサービスの拠点ごとに行うものとし、次に該当する場合は、通所型サービスA（一体型）の取り扱いとする。

指定通所型サービスAの指定を受ける事業者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定国基準通所型サービスのいずれかの指定を受け、同一の法人により同一の拠点において、当該事業所の設備や備品等を使用し事業を実施する場合。

注2 茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る指定通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日施行。以下「通所型サービスA要綱」という。)第5条に定める介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所(通所型サービスA要綱第5条第1項に規定する指定通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所型サービスAを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、月平均の利用者の数が施行規則第140条の63の5の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合(以下「定員超過利用」という。)、又は通所型サービスA要綱第5条に定める介護職員の員数を置いていない場合(以下「人員基準欠如」という。)は、それぞれの所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注3 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合については(1)ア又はウに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合については(1)イ又はエに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注4 (1)ア又はウについては、1月に4回、(1)イ又はエについては、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は、算定しない。

注8 利用者が一の第1号通所事業を行う指定事業所において指定第1号通所事業を受けている間は、当該事業所以外の第1号通所事業を行う指定事業所が指定第1号事業を行

った場合に、第1号通所事業費は、算定しない。

(2) 通所型サービスA送迎加算 47単位(片道)

注 通所型サービスA(一体型)を算定する指定通所型サービスA事業所が、利用者に対して、その居宅と指定通所型サービスA事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき所定単位数を算定する。

(3) 通所型サービスA入浴加算 40単位(1日)

注 通所型サービスA(一体型)を算定する指定通所型サービスA事業所が、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を行った場合は、1日につき所定単位数を算定する。

(4) 生活機能向上グループ活動加算 25単位(週1回程度実施し、1月について3回以上4回まで実施した場合)

注 通所型サービスA(一体型)を算定する指定通所型サービスA事業所が、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定通所型サービスA事業所の通所型サービスA従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA計画(通所型サービスA要綱第39条第2号に規定する通所型サービスA計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 通所型サービスA計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回程度行っていること。

(5) 若年性認知症利用者受入加算 30単位

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所型サービスA（一体型）を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービスA（一体型）を算定する指定通所型サービスA事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(7)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 定員超過利用、又は人員基準欠如に該当しない指定通所型サービスA事業所であること。

(7) 栄養改善加算 200単位

注 通所型サービスA（一体型）を算定する指定通所型サービスA事業所が、次に掲げるい

ずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 定員超過利用、又は人員基準欠如に該当しない指定通所型サービスA事業所であること。

(8) 口腔機能向上加算

注 通所型サービスA（一体型）を算定する指定通所型サービスA事業所が、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第20号の基準を準用し、当該基準（この場合において、同号イ（3）中「指定居宅サービス介護給付単位数表の通所介護費の注18」とあるのは「茅ヶ崎市指定相当第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1号事業費単位数表（以下「第1号事業費単位数表」という。）の4通所型サービスA（第1号通所事業）費の（14）」と、同号イ（5）中「通所介護費等算定方法第1号に規定する基準」とあるのは「定員超過利用、又は人員基準欠如」に読み替えるものとする。）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(9)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場

合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

(9) 一体的サービス提供加算 480単位

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第109号に規定する基準を準用し、当該基準（この場合において、同号イ（1）中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロの注若しくはこの注に掲げる基準又はへの注」とあるのは「第1号事業費単位数表の4通所型サービスA（第1号通所事業）費の（10）の注若しくは（13）の注に掲げる基準若しくは（14）の注」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」に読み替えるものとする。）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービスA（一体型）を算定する指定通所型サービスA事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

(10) サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第23号の基準を準用し、当該基準（この場合において、同号イ（2）中「通所介護費等算定方法第1号に規定する基準」とあるのは「定員超過利用、又は人員基準欠如」に読み替えるものとする。）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定国基準通所型サービスのいずれかの指定を受け、かつ同時一体的に指定通所型サービスAを行う当該指定通所型サービスA事業所が利用者に対し指定通所型サービスA（一体型）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、事業対象者においては当該利用者の週における利用回数、要支援者においては利用者の要支援状態等区分に応じて1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合

においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位

(11) 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第15号の2に規定する基準を準用し、当該基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った、通所型サービスA（一体型）を算定する指定通所型サービスA事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

(12) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第107号の2に規定する基準を準用し、当該基準（この場合において、同号イ（3）中「通所介護費等算定方法第16号及び第23号に規定する基準」とあるのは「定員超過利用、又は人員基準欠如」に読み替えるものとする。）に適合し、通所型サービスA（一体型）を算定する指定通所型サービスA事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

(13) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスA（一体型）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所型サービスA計画を見直すなど、指定通所型サービスAの提供に当たって、アに規定する情報その他指定通所型サービスAを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(14) 介護職員等処遇改善加算

注1 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第48号に規定する基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスA（一体型）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1) ア及びイにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1) ア及びイにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1) ア及びイにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1) ア及びイにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（V）（1）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（V）（2）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（V）（3）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（V）（4）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（V）（5）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（V）（6）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（V）（7）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算（V）（8）（1）ア及びイにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

- ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）（１）ア及びイにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）（１）ア及びイにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）（１）ア及びイにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）（１）ア及びイにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）（１）ア及びイにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）（１）ア及びイにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数